

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会）運営要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（組 織）

第2条 審査会は、委員4人をもって組織する。

（審議する事項）

第3条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、放課後児童支援員認定資格研修事業に係る業務の受託者の選定に関する事項について審議を行う。

（委 員）

第4条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

2 委員の任期は、任命した日から令和5年8月22日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故ある時、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 審査会の会議は、委員会の庶務を行う所属長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、非公開とする。

3 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議をひらくことができない。

4 審査会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、鳥取県子育て・人財局子育て王国課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。